

埼玉高速鉄道経営連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 この会議は、埼玉高速鉄道線の関係者が一体となって、同線の経営安定と自立化を図ることを目的として設置する。

(名称)

第2条 この会議の名称は、埼玉高速鉄道経営連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

(協議事項)

第3条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 会社の事業再生計画、中期計画等の検証に関する事
- (2) 需要拡大に向けた方策に関する事
- (3) 上記を踏まえた必要な対応その他の目的達成に必要な事項

(構成員)

第4条 連絡会議の構成員は別表のとおりとする。

(座長)

第5条 連絡会議に座長を置く。

- 2 座長は、埼玉県企画財政部地域経営局長とする。
- 3 座長は、会議のとりまとめを行う。

(会議)

第6条 連絡会議は必要の都度、座長が招集し、主宰する。

- 2 座長は、協議事項の内容により、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長は、構成員に対し、検討に際し必要となる資料の作成及び報告を求めることができる。
- 4 構成員は、自らが出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(幹事会の設置)

第7条 連絡会議の円滑な運営を図るため、必要により幹事会を設置することができる。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、埼玉県企画財政部交通政策課及び埼玉高速鉄道株式会社総務部が連携して行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

国土交通省鉄道局	鉄道事業課長
埼玉県(座長)	企画財政部地域経営局長
川口市	副市長
さいたま市	都市戦略本部長
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	審査・施設管理統括役
埼玉高速鉄道株式会社	代表取締役社長